

この証明書は、山梨県医師会・山梨県歯科医師会のご協力により作成していただいております。

証明書料も医療機関様をご記入ください。

証明書料は保護者様にいったん立て替えてお支払いいただきます。後日見舞金と合わせてお返しいたします。(2022年4月1日 施行)

交通事故によるけがは対象外ですが、自転車の自損事故のみ親子安全会見舞金の対象となります。(2022年4月1日 施行)

山梨県PTA親子安全会

証 明 書

氏 名 (男・女)
 生 年 月 日 (西暦で) 年 月 日
 住 所 市・郡
 事故発生日 (西暦で) 年 月 日

※事故発生日から180日以内の状況をご記入ください。
 180日を超えて記入してある場合は、通院治療回数が調整され減少します。

傷病名 (※必配)			
入院期間	(西暦で) 年 月 日から	(日間)	
	(西暦で) 年 月 日まで		
通院期間	(西暦で) 年 月 日から	(日間)	
	(西暦で) 年 月 日まで		
実質通院 治療回数	回		
診 察 日 (住診も含む)			
後遺症	有	その程度について記入	
	無		
永久歯の完全脱臼か所 または神経を抜いての治療か所	8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8,	合計 本

証明書料 円

上記のとおり証明します。

(西暦で) 年 月 日

・病 院 名
 (診療科)
 ・所 在 地
 ・電 話 番 号
 ・医 師 名

印

医療機関 各位

山梨県 P T A 協議会

山梨県 P T A 親子安全会

証明書発行料金（1000 円以下）について（お願い）

山梨県 P T A 親子安全会では、小・中学生が学校教育活動外で怪我をした場合、及び保護者・教職員が P T A 活動中や児童生徒対象の社会的行事参加中に怪我をした場合、お見舞い金を支払う制度を運営し、子育てを応援しております。

見舞金を含む運営に係る経費は、会費でまかなわれています。見舞金を申請する際には、治療を受けた医療機関様の証明書を添付することとなっておりますが、証明書料も親子安全会事務局で負担しております。

最近では、コロナ禍で運動や遊びを自粛していた子どもたちが、再び活発に活動するようになり、怪我や事故の件数も増加する一方で、少子化に伴い会費収入は年々減少しているため、このままでは原資を圧迫することになります。また、いつどんな災害や事故が発生するかわからないため、もしもの際に対応できなくなることに不安を抱いております。

つきましては、この山梨県独自の「子育て応援制度」を維持・継続させていくためには関係する医療機関の皆様のご理解とご協力が不可欠となります。

証明書は、一般の診断書とは異なり、治療経過の詳細を記載する必要はなく、診断名、治療期間（回数・治療日）、後遺症の有無（有りの場合は程度）を記入するだけの内容となっております。

各関係医療機関様におかれましては書類作成料金の設定があらうかと存じますが、どうか親子安全会の趣旨をご理解賜り、山梨県 P T A 親子安全会の証明書の発行料金につきましては、できる限り 1 0 0 0 円以下として頂きたくお願い申し上げます。なお、このことに関するお問い合わせは、山梨県 P T A 親子安全会の事務局までお願いいたします。

山梨県 P T A 協議会・親子安全会事務局

〒400-0031

甲府市丸の内 3-33-7 山梨県教育会館 5 階

Tel 0 5 5 - 2 2 8 - 1 3 4 2

Fax 0 5 5 - 2 2 8 - 1 2 8 9

Mail info@nasi-pta.chu.jp"